

『助成金』のご紹介

山口市商工振興部ふるさと産業振興課より「仕事と子育て両立応援企業助成金」の周知依頼がありましたのでお知らせします。

また、厚生労働省のホームページへ雇用関係の助成金一覧が掲載されていますので URL を参考に掲載いたします。

各事業場におかれましては、必要に応じてご活用下さい。

❁ 山口市 HP より

<https://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/63/172562.html>

❁ 厚生労働省 HP より（雇用関係助成金一覧）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index_00057.html

❁ その他 山口市から周知依頼のあった 2 種類の「チラシ」も掲載しておきます。

1. 働き方改革のお手伝いします！ 働き方改革サポートオフィス山口

2. 自社の人材課題解決に向けた方策を考えるワークショップ

山口市 仕事と子育て 両立応援企業助成金

山口市では、仕事と子育ての両立可能な、男女共に働きやすい職場環境づくりに取り組む事業者を支援します。

■ 助成対象事業 ■

従業員が子育てしながら、働きやすい職場環境づくりのための取組で

次のいずれかに該当するもの

※国・県または市等の補助金等を受けた経費は対象外



一般事業主行動計画 の策定

例) 外部専門家への委託料、相談料
(報償費) など



労務担当者や 従業員に対する 研修、周知および啓発

例) 仕事と子育ての両立に向けた
啓発セミナー開催に係る講師
への謝礼(報償費)やテキスト
代などの消耗品費など



柔軟な働き方に 向けた制度の見直し

フレックスタイムや時差出勤
制度、短時間勤務制度の導入など

例) 外部専門家への委託料、相談料
(報償費) など



男性への育児休業 取得の促進

例) 男性への育児休業取得促進に
向けた啓発セミナー開催に係
る講師への謝礼(報償費)やテ
キスト代などの消耗品費など

休暇制度の見直し

子の看護等休暇の対象拡大、時間
単位の年次有給休暇制度の導入
など

例) 外部専門家への委託料、相談料
(報償費) など



女性管理職候補 者の育成や積極的な 登用

例) 女性管理職候補に向けた社内
セミナー・ワークショップの実施
に係る報償費、テキスト代、消耗
品費など

●その他、仕事と子育ての両立可能な職場環境づくりに向けた取組。※審査の上、助成を決定します

■ 助成対象者

□ 市内に主たる事業所を有する中小企業やNPO法人等

■ 助成対象経費

報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、委託料、使用料及び賃借料、そ
の他適当と認められる経費

■ 助成率・限度額

助成率

助成対象経費の

1/2

助成限度額

5 万円

●助成金の申請は同一年度内において一回限りです。

■ 申し込み・問合せ先 山口市商工振興部 ふるさと産業振興課
TEL:083-934-2645 e-mail:furu@city.yamaguchi.lg.jp

詳細は市ウェブサイト
をご確認ください。



令和7年5月7日から原則メールでの
提出となりましたので、ご注意ください。

■ 申請から助成金交付までの流れ ■

※申請時には必ず市ウェブサイトで最新の情報をご確認ください。



事業認定申請

■ 提出書類

- ☐ 事業認定申請書(様式第1号)
- ☐ 事業計画書(別紙1)
- ☐ 事業実施に係る見積書等の写し
- ☐ 担当者の身分が証明できるもの(名刺等)(個人事業者の場合は、確定申告書の写し又は開業届の写し及び山口市での居住が証明できるもの)

※「市税の滞納の無いこと」を市において確認するのに時間がかかりますので、事業開始の2週間前までに申請をお願いします。

送付先 furu@city.yamaguchi.lg.jp

市)事業認定通知

事業認定通知を受け取ってから事業に着手してください。

2月末日までに完了する事業が対象です。



事業実施 ※2月末日までに終了

交付申請・実施報告

※事業が終了した日から30日を
経過した日又は3月10日のいづ
れか早い日まで

■ 提出書類

- ☐ 交付申請書(様式第8号)
- ☐ 実施報告書(別紙2)
- ☐ 支払いを証する書類
- ☐ 助成対象事業の経過及び成果を証する書類



市)交付決定通知

交付請求

■ 提出書類

- ☐ 請求書(様式第11号)

一般事業主行動計画を策定しましょう

常時雇用する労働者が101人以上となる企業には、下記の法律に基づく一般事業主行動計画の策定・届出、公表・周知等が義務付けられています。

※常時雇用する労働者数が100人以下の企業は努力義務

	女性活躍推進法	次世代育成支援対策推進法(次世代法)
目的	女性の職業生活における活躍の推進	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境整備
定める内容	女性の活躍に関する数値目標の設定	育児休業等の取得状況や労働時間の状況に係る数値目標の設定 ※2025年(令和7年)4月以降に策定・変更した場合
具体例	女性の管理職の割合の増加、年次有給休暇取得促進など	男性の育児休業取得促進、時間外・休日労働時間の縮減対策など



一般事業主行動計画の策定、届出等については、
山口労働局雇用環境・均等室(TEL 083-995-0390)
へお問い合わせください。

詳細は検索してください

一般事業主行動計画の策定・届出等について

検索

働き方改革 お手伝いします!

相談
無料

秘密
厳守

専門家(社会保険労務士)がサポートします

人材確保や育成、助成金、労務管理など、働き方に関するお悩みをお受けし、
課題解決のための改善提案を行います。

ご相談方法

電話・来所・メール
ご相談無料

専門家による企業訪問
事業所を最大6回まで
無料で訪問

無料サポート

セミナー開催
セミナー講師派遣



働き方改革サポートオフィス山口

(働き方改革推進支援センター)

☎ 0120-172-223

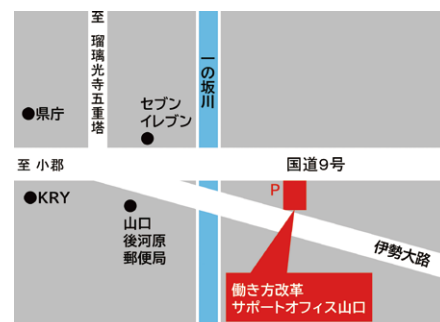
FAX 083-902-3512

〒753-0083 山口市後河原25番地 愛山会ビル2階

受付時間 平日9:00~17:00(土・日・祝・12/29~1/3を除く)

メール yamaguchi@workstylereform.net

H P <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/yamaguchi/>



お申し込みは裏面をご覧ください→



必要事項をご記入いただき、上記FAX番号にお送りください。

メールでのご相談も承ります。

E-mail : yamaguchi@workstylereform.net

HPからも
お申し込みいただけます。

企業相談 FAX 申込書

会 社 名																		
住 所																		
T E L																		
従 業 員 数		業 種																
担 当 者 名	部署	職名	氏名															
☐ 企 業 訪 問 ☐ オフィス来所	希 望 日 ※来所相談をご希望の際は事前に電話・メール・FAXにてご予約いただきますようお願い申し上げます。		第 1 希 望	月	日	時～												
			第 2 希 望	月	日	時～												
			第 3 希 望	月	日	時～												
ご 相 談 内 容																		
<table><tr><td>☐ 同一労働・同一賃金（不合理な待遇差の禁止）</td><td>☐ 改正育児・介護休業法</td></tr><tr><td>☐ 働き方改革関連法全般</td><td>☐ 年次有給休暇の取得</td></tr><tr><td>☐ 時間外労働の上限規制</td><td>☐ 人材確保に資する技術的な相談</td></tr><tr><td>☐ 就業規則の整備・見直し</td><td>☐ テレワーク導入の際の留意点</td></tr><tr><td>☐ 賃金規定の整備・賃金引き上げに向けた環境整備</td><td>☐ ハラスメント対策</td></tr><tr><td>☐ 助成金の活用</td><td>☐ その他（ ）</td></tr></table>							☐ 同一労働・同一賃金（不合理な待遇差の禁止）	☐ 改正育児・介護休業法	☐ 働き方改革関連法全般	☐ 年次有給休暇の取得	☐ 時間外労働の上限規制	☐ 人材確保に資する技術的な相談	☐ 就業規則の整備・見直し	☐ テレワーク導入の際の留意点	☐ 賃金規定の整備・賃金引き上げに向けた環境整備	☐ ハラスメント対策	☐ 助成金の活用	☐ その他（ ）
☐ 同一労働・同一賃金（不合理な待遇差の禁止）	☐ 改正育児・介護休業法																	
☐ 働き方改革関連法全般	☐ 年次有給休暇の取得																	
☐ 時間外労働の上限規制	☐ 人材確保に資する技術的な相談																	
☐ 就業規則の整備・見直し	☐ テレワーク導入の際の留意点																	
☐ 賃金規定の整備・賃金引き上げに向けた環境整備	☐ ハラスメント対策																	
☐ 助成金の活用	☐ その他（ ）																	

働き方改革関連法への対応はお済みですか？
～働き方改革サポートオフィス山口がお手伝いします～

「働き方改革」は、働く人が、個々の実情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で「選択」できるようにするための改革で、それに対応した「働き方改革関連法」が2019年から順次施行されています。

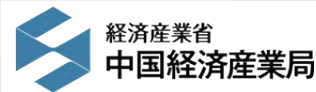
以下の項目について御社の取組状況をご確認いただき、まだ対応ができていないとか、詳しいことが聞いてみたいという場合にはご連絡ください。専門の担当者をご相談に応じます。

「働き方改革関連法」に関する法改正（関心のある項目の□にチェックを入れてみましょう）

- ☐ 中小企業の月60時間超残業に対する割増賃金の引き上げ(2023年4月～)
- ☐ 正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の禁止(中小企業2021年4月～)
- ☐ 時間外労働の上限規制の導入(中小企業2020年4月～)
- ☐ 建設業や自動車運転の業務に対する時間外労働の上限規制の導入(2024年4月～)
※医師の時間外労働の上限規制の導入については、山口県医療勤務環境改善支援センターを紹介します
- ☐ 年次有給休暇の確実な取得(2019年4月～)
- ☐ 「フレックスタイム制」の拡充(2019年4月～)
- ☐ 「勤務間インターバル制度」の導入促進(2019年4月～)

参加無料

中国地域に拠点を置く
事業者のみなさまへ



自社の人材課題（採用・育成・定着） 解決に向けた方策を考える ワークショップ

松江市開催

enun イベントスペース

島根県松江市西茶町 40-1
松江ニューアーバンホテル本館 3 階

11/6 木 14:00 ~ 16:00



みずほリサーチ&
テクノロジーズ株式会社
社会政策コンサルティング部
マネージャー

森安 亮介 氏

【人材戦略】 人材市場の変化を踏まえた
人材戦略と外部人材活用方法

お申し込み 締切 11/5 水 17:00

<https://chugoku-jinzaikakuho-form.meti.go.jp/m?f=20>



生産年齢人口の減少が進む中、中国地域でも多くの企業が採用や定着など人材面の課題を抱えています。人材市場や個人の働き方も大きく変化しており、今では人材の課題は、一番の経営課題となっています。そこで、本ワークショップでは、様々な知見を持つ講師陣により、講師・参加者と一緒に考えるお手軽なワークを通して、採用に限定しない自社に見合った人材の課題解決策を考えていただく内容にしています。9月から開催中のセミナーに出席されていない方も無理なく参加できますので、是非お申込みください。

全てハイブリッド開催

現地会場

各会場：定員 30 名

オンライン

MicroSoft Teams または Zoom

広島市開催

fabbit 広島駅前 イベントスペース

広島県広島市南区京橋町 1-7 アスティ
広島京橋ビルディング 1 階

11/26 水 14:00 ~ 16:00



合同会社持続可能 CEO
兼 サステナビリティ
経営デザイナー

川井 健史 氏

【人材確保】 人材の採用から
育成・定着の方策

お申し込み 締切 11/25 火 17:00

<https://chugoku-jinzaikakuho-form.meti.go.jp/m?f=21>



岡山市開催

ももスタ

岡山県岡山市北区駅前町 1 丁目 8-18
イコットニコット 2 階

12/9 火 14:00 ~ 16:00



岩田社会保険労務士事務所
所長

岩田 佑介 氏

【人材定着】 社員が活躍し、
定着する会社になるポイント

お申し込み 締切 12/8 月 17:00

<https://chugoku-jinzaikakuho-form.meti.go.jp/m?f=22>



こんな方におすすめ

人材不足が自社の
経営課題であると
認識している方

これまでの人材採用、
育成・定着の方法では
最近、うまくいかないと
感じている方

社員の育成や
モチベーションの
向上に関心のある方

講師紹介



松江市開催

みずほリサーチ&
テクノロジーズ株式会社
社会政策コンサルティング部
マネージャー

森安 亮介 氏

人材会社（パーソルHD）や人材業界団体（人材サービス産業協議会）を経て2015年より現職。雇用・地域・EBPMなどを専門に、政策推進支援に従事。業務の傍ら、慶應義塾学院で労働経済学を学び2022年博士号取得。2021年以降、慶應義塾大学産業研究所の共同研究員や、神山まると高専研究デザイナー、神奈川県真鶴町の特命政策評価官なども務める。中小企業庁「人材活用ガイドライン」や「地域の人事部」などの各種委員を多数歴任。



広島市開催

合同会社持続可能 CEO
兼 サステナビリティ
経営デザイナー

川井 健史 氏

リクルートで事業企画・新規事業を担当後、ベンチャー企業を設立。リーマンショック時にオプトグループ傘下となり約7年間経営に携わる。メンバーズやフィックスターズの上場企業で人事責任者を7年務め、2021年に合同会社持続可能を設立。CSV経営や人的資本経営を軸にサステナビリティ経営コンサルや統合報告書制作支援を行う。著書に『サステナビリティ経営のジレンマ』。IU情報経営イノベーション専門大学客員教授、ひろしまSDGsBiz推進協議会会長などを務める。



岡山市開催

岩田社会保険労務士事務所
所長

岩田 佑介 氏

特定社会保険労務士。株式会社パソナ、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社の2社にて人事コンサルタント、ライフネット生命保険株式会社の人事部長を務めた後に独立。専門分野は人事制度の設計・運用。著書として「図解労務入門」（ディスカヴァー・トゥエンティワン）、「経営戦略としてのワーケーション入門」（金融財政事情研究会）など。壺中人事塾（労務コース）ファシリテーター、人事力検定「労務入門」作問者。

本事業について

本事業は人手不足・人材不足に課題を感じている地域中小企業の方々を対象としています。STEP1では、人材戦略の重要性や人材確保の方策について理解を深めるセミナーを開催しました。STEP2では、講師や参加者同士で情報交換を通じて、自社に合った人材戦略をより具体的に検討するワークショップを実施します。この機会に自社の「人材」課題について、一緒に考えてみませんか？



お問い合わせ

株式会社パソナ JOB HUB（担当：亀井・石山・松場）

✉ chugoku_jinzai@pasona-jobhub.co.jp

【主催】中国経済産業局（担当：地域経済部 地域経済課） 【企画運営】株式会社パソナ JOB HUB（事業受託会社）

※本セミナーは令和7年度「中国経済産業局における地域中小企業人材確保支援等調査・分析（経営戦略と人材戦略の一体的推進支援事業）」の一環として実施します。